

令和6年度第1回龍ヶ崎市行政不服審査会会議録

- 1 招集日時 令和6年5月20日（月） 午後3時00分
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所附属棟1階 第2会議室
- 3 出席委員 小菅委員、西島委員、信野委員
- 4 付議事件 別紙のとおり
- 5 開会時刻 午後2時55分
- 6 閉会時刻 午後3時25分
- 7 本委員会の事務局 大貫勝彦総務部長、藤平浩貴人事行政課課長、
小林祐子人事行政課課長補佐

1 開会

司会（藤平） 本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

定刻前ではございますが、皆様お集りですので、ただいまから、第1回龍ヶ崎市行政不服審査会を開催させていただきます。

本日司会を務めます人事行政課の藤平と申します。

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

萩原 市長

委員の皆様、改めまして、市長の萩原でございます。

本日は、龍ヶ崎市行政不服審査会の令和六年第一回の会議にお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

詳細については、この後、事務局から説明がありますが、龍ヶ崎市行政不服審査会は、行政不服審査法に基づく審査請求が市長に対してなされたときに、審査庁である市長からの諮問を受けて、裁決の客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の適否を審査する機関であります。

したがって、この審査請求があった際には、この委員会において、調査および審議をしていただくこととなりますので、専門的なお立場から忌憚のないご意見、またご指導を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

司会（藤平） 萩原市長は次の公務が入っておりますので、ここで退出させていただきます。

4 委員及び事務局の紹介

司会（藤平） 委員及び事務局の紹介を行う。

5 会長・副会長の選出

司会（藤平） それでは、会長・副会長の選出に移りたいと思います。
会議の議長は、会長が務めることとされておりますが、新しい会長が選出されるまでの間、前会長の小菅委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議ございませんので、小菅委員に仮議長をお願いいたします。

小菅仮議長 それでは、ご指名ですので、仮議長を務めたいと思います。
次第の5番目であります、会長の選出を行います。どなたかご推薦等はございませんか。

（立候補（推薦）なし）

特にご意見等がなければ、事務局から何か提案はありませんか。

事務局（藤平） よろしければ、前任期から引き続き、小菅委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小菅仮議長 ただいま事務局から私に会長をとのお話をいただきましたが、これについて何かご意見等はございますか。

西島委員 先生（小菅委員）、お願いいたします。

小菅議長 それでは、異議がないようですので、会長を引き受けたいと思います。改めてよろしく申し上げます。

次第に従いまして、続いて副会長の選出を行います。

副会長につきましても委員の互選によるとなっております。立候補される方がいなければ、事務局に何か案がないか聞いてみたいと思いますが、どなたか立候補される方はいませんか。

（立候補者等なし）

どなたも立候補されないようですので、事務局に意見を聞こうと思います。何か案はありますか。

事務局（藤平） はい、副会長は継続して委員をお務めいただく西島委員をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

小菅議長 ただ今、事務局から提案がありました。いかがでしょうか。

（異議なし）

小菅議長

異議なしと認めます。副会長は、西島委員にお願いすることとなりました。よろしくお願いいたします。

会長、副会長の選出が終わりましたので、次第の6番目、「行政不服申立制度及び行政不服審査会について」に移ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

6 行政不服申立制度及び行政不服審査会について

事務局（小林） 改めまして人事行政課の小林と申します。よろしくお願いいたします。

継続された委員の方は、既にご承知の内容とは思いますが、新しい委員の方がいらっしゃいますので、簡単にお話しさせていただきます。

お手元の資料「行政不服申立制度及び行政不服審査会について」に基づいて、ご説明させていただきます。参考資料として「行政不服審査法」及び「龍ヶ崎市行政不服審査に関する条例」の抜粋をお配りしておりますが、そちらについては、のちほどごゆっくりご覧いただければと思います。

最初に「行政不服申立制度」についてご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

大きな1 「不服申立て制度について」 です。

まず1の 「不服申立て」についてです。

不服申立てとは、処分を受けた者が処分をした行政庁を指揮監督する立場にある行政庁に当該処分の取消しを請求するといったように、行政庁の公権力の行使又は不行使に不服がある者が行政庁にその再審査等を求める行為を、一般に行政上の不服申立てとといいます。

行政不服審査法は、この不服申立てに関する制度の手続等を定める一般法です。

続きまして2の 「不服申立て制度の特徴」についてです。

不服申立制度は、一般に、行政訴訟と比較すると、次のような特徴があります。

- (1) 簡易迅速な手続きにより国民の権利利益を救済
- (2) 費用がかからない
- (3) 処分が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても審理することができる。
- (4) 不服申立てを契機として、行政が自ら処分を見直すことで、行政の適切な運営を確保することができる。

の4点です。

続きまして3 「不服申立制度の対象」についてです。

行政不服審査法に基づく不服申立ては、原則として、全ての行政

庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する「不作為」とされています。ただし、行政不服審査法に定める一般的な規定を適用することになじまない処分等については、対象外とされているほか、処分の根拠等を定める個々の法律に行政不服審査法に基づく不服申立制度の対象外とする旨の規定が置かれている場合があります。

例えば、地方税法第432条に規定する「固定資産課税台帳に登録された価格に対する審査の申出」や個人情報保護に関する法律第104条に規定する「個人情報の開示決定等に係る審査請求」などです。

2 ページ目をご覧ください。

4 「不服申立ての種類」です。

行政不服審査法に基づく不服申立ての原則は「審査請求」です。ただし、「処分」についての不服申立てに関しては、例外的に、個別法に特別の定めがある場合には、審査請求の前に処分庁に対して行う「再調査の請求」や、審査請求の後に更に別の行政庁に対して行う「再審査請求」をすることができます。

続きまして5 「不服申立てを行うことができる者」についてです。

処分についての審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」がすることができます。この場合の「不服がある者」とは、行政庁の違法又は不当な処分により「自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害された者」又は「必然的に侵害されるおそれがある者」をいい、「当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者」です。

これは、行政事件訴訟法第9条に定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一となっています。

続きまして大きな2番「審査請求の流れ」です。

こちらにつきましては、4 ページをご覧ください。左側の図が「審査請求の流れ」となっております。詳細な説明は割愛いたしますが、右上の黄色い矢印①の「処分」から右中程の青い矢印⑨の「裁決」までの流れは大まかですが、この図のとおりです。

「行政不服審査会」は、右下の青い矢印⑦の「審査庁からの諮問」を受けて、「審理員意見書」や「事件記録の写し」を基に調査審議し、右下緑の矢印⑧の「審査庁への答申」を行います。

2 ページ目に戻っていただいて

大きな3番 「審査請求の手續に係る部署」についてです。

審査請求の手續に係る部署について、龍ヶ崎市の場合で説明させていただきます。

まず1の 「審査庁」です。

審査請求を受け、それに対する応答として裁決を行う行政庁で、

龍ヶ崎市の審査庁は、原則として「龍ヶ崎市長」になります。実務の上では、審査請求に対する裁決を担当する部署などの職員が、これらの事務を処理しますが、龍ヶ崎市の場合は、人事行政課の職員となります。

3 ページ目をご覧ください。

2の「審理員」です。

審理員とは、審理の公正性・透明性を高めるため、審査請求の審理を行う職員です。審査庁（龍ヶ崎市長になります。）は、当該審査請求に係る処分に直接関係しない所属職員のうちから「審理員」を指名し、指名した旨を審査請求人及び処分庁に通知します。

審理員は審理の主宰者となり、審査請求人と市（処分担当課）の双方の言い分を公平に吟味し、法律上の当不当を判断し、「審理員意見書」を審査庁に提出します。

続きまして3の「行政不服審査会」です。

行政不服審査会は、審査庁の諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担います。

龍ヶ崎市では、「龍ヶ崎市行政不服審査に関する条例」で「龍ヶ崎市行政不服審査会」を設置しています。委員は3人で、法律や行政に高い識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。また、委員の任期は2年です。

行政不服審査会の調査審議は、構成員である委員の方々によって行われますが、条例において、その事務局機能を担う部署として人事行政課が規定されており、行政不服審査会における事務の補佐をすることとなっています。

そして大きな4番「行政不服審査会の調査審議手続の流れ」についてです。

こちらにつきましては、再び4ページをご覧ください。

右側の図が「行政不服審査会における調査審議手続の流れ」です。こちらについても詳細な説明は割愛させていただきますが、図の左側の黄色の部分「行政不服審査会」の手続です。

審査庁から「諮問」を受け付けてから、「答申」を行うまでの流れとなっております。

行政不服審査会の調査審議は、3人の委員の合議により行い、答申書を作成して答申を行います。

なお、図の点線で囲まれた青字の部分は必要に応じて行うものです。例えば、行政不服審査会は、必要があると認める場合には、関係人に資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができます。

また、行政不服審査会は、答申をしたときは、答申書の写しを関係人に送付するとともに、答申の内容を公表します。

